

東浦町都市計画マスタープラン検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱

東浦町都市計画マスタープラン検討委員会設置要綱の一部を次のように改正する。
次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(作業部会) 第7条 略 2 作業部会は、 <u>所管課長が指名する者</u> をもって構成する。 3及び4 略	(作業部会) 第7条 略 2 作業部会は、 <u>別表に掲げる者</u> をもって構成する。 3及び4 略

別表を削る。

附 則

この要綱は、令和4年 年 月 日から施行する。